

Seafood Expo North America 2026 に係るビジネスマッチング事業
業務委託 公募要項

2025 年 10 月 22 日

ジェトロ・ニューヨーク事務所
所長 三浦 聡

ジェトロ・ニューヨーク事務所では、日本政府の目標である農林水産物・食品の輸出拡大へ貢献すべく、Seafood Expo North America 2026 のジャパンパビリオンへ出品する企業の商談を支援するため、展示会場にて出品する日本企業と現地企業・バイヤーとのビジネスマッチング業務を委託できる個人または法人を募集します。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき、ジェトロ・ニューヨーク事務所宛に応募書類をご提出ください。

1. イベント名 : Seafood Expo North America 2026
(主催者 : Diversified Business Communications)

2. 会 場 : Boston Convention & Exhibition Center

3. 期 間 : 2026 年 3 月 15 日(日)～17 日(火)

4. ジャパンパビリオン概要

出品者 : 24 社・団体程度(予定)

規 模 : 最大 20 小間

うち、商業ブース18小間程度(1小間あたり100sq.ft.=約9.3 m²)(予定)

出品対象者 : 日本産水産物・食品の輸出に意欲的な我が国企業・団体等

出品対象物 : 水産物・水産加工品および関連食品(米国で販売可能な日本産食品もしくは日本産原料を使用した食品に限る)

5. 業務委託内容

①各出品者にマッチするバイヤーの抽出・リスト作成

Seafood Expo North America 2026 (以下「見本市」という。)のジャパンパビリオンの出品者のニーズおよび出品物を分析するとともに、商品に関心を持つ可能性のある現地バイヤーの情報を収集してスクリーニングし、各出品者にマッチするバイヤーの抽出・リスト作成を行う。作成するリストは最低400社を掲載すること。その際、新規バイヤーの情報収集も積極的に行うため、バイヤーにアプローチする際にはバイヤーの通常の取扱品目を越えて他の品目についても、魅力を広くアピールしていくこと。また、当該バイヤーが当面買い付けの対象にはできない商品であっても、当該品目に興味を持つ同業他社の紹介が受けられるように

働きかけるなど、バイヤーのネットワークも最大限に活用し、新規バイヤーの情報収集をより積極的に行い、発掘していくこと。なお、作成するリストの項目として、会社名・連絡先・住所・業態・取扱商品は必須とし、担当者名、関心品目等の情報についても可能な範囲で含めること。

②バイヤーへのアプローチ、商談スケジュールの作成・管理及び基本情報の提供

上記リストのバイヤーに対して、ジャパンパビリオンの出品者の情報を提供し、見本市への誘致を行う。出品者ごとに5以上のバイヤーとの商談が行われることを目標として、成約が高く見込めるバイヤーとのアポイントメント取得を行う。バイヤーへのアプローチに当たっては、出品者情報票(別紙様式)の内容に十分に配慮すること。特に、出品者が商談を希望しない相手として明記した種類のバイヤーとのアポイントメントは行わないこととする。

また、商談実施前に、出品者に対し商談アポイントメント先バイヤーの基本情報等について情報提供を行う。

③商談管理体制の確保(出張費含む)

見本市の会期前日にジェトロが出品者向けのオリエンテーションを開催する場合には、その場に立ち合い、ビジネスマッチング事業による商談に関する説明を行い、最新の商談アポイントメント状況を出品者に情報提供する。

マッチングを確実に実施するために、見本市の会期初日から最終日に専従者1名および補助要員4名以上※を担当者として配置し、常時十分な対応が可能な体制を組むこと。専従者は、ビジネスマッチング業務経験のあるスタッフであること。出張費等スタッフの経費はこの費用に含める。

※ただし、ジャパンパビリオンの商談スペースが確保できるなどより少ない人数でも対応が可能になった場合にはこの限りではない。その場合は適切な人員数についてジェトロと協議の上、決定する。

④商談管理

商談が実施され、完了した時点で実績1件と数える。ただし、出品者の都合によりキャンセルとなった場合は、商談が実施されなくても対価を支払うこととする。

なお、出品者が商談を希望しない相手として出品者情報票に明記された種類のバイヤーとの商談については、本項目の業務の実績とならない。

⑤商談同席・サポート

円滑な商談を行うために、出品者の求めがあった場合に、事前にジェトロの了解を得た上で、商談への同席・サポートをする。原則、一件あたり15分とし、実施され、完了した時点で1ユニットと数える。出品者から求めが無ければ実施しない。

⑥報告書作成

一連の業務に関する報告書を 2026 年 3 月 31 日（火）までに提出すること。

6. 事業実施にかかる要件

- (1) 本事業にかかる全ての関連法令や規則を踏まえ業務を遂行すること。販売に関わる各種規制、輸出について法令順守すること。
- (2) ジェトロと綿密な協議を行いながら業務と遂行すること。
- (3) 見本市出展にあたり、利用施設を十分に管理し、安全面等で支障をきたさないよう注意を払う事。また、受託者は自己の責任において、第三者賠償責任や 輸送にかかる保険、その他本事業の実施に伴う各種保険を付与すると共に、保険料の支払いをする事。ジェトロは本事業で発生する事故や被害についての責任を一切負わない。
- (4) 個人情報、企業情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (5) 業務の一部を第三者へ再委託をする場合、ジェトロへ再委託先・金額・履行体制等の申告をし、了承を得ること。また、再委託事業との指示・確認・発注・を徹底すること。

7. 応募資格

以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 業務の全部又は主たる部分を自社で実施できること。
- (2) 他の業務により、本業務に支障をきたさないこと。
- (3) ジェトロ、出品者等関係者と綿密に日本語で打ち合わせができること。
- (4) 現地企業関係者、バイヤー等と支障なく英語で連絡調整ができること。

8. 提出書類

企画書（①会社概要、②これまでの展示会におけるビジネスマッチングの実績、③業務遂行体制、③スケジュール表、④業務の実施に当たって貴社が行う創意工夫等、を含む。また、業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託予定先、予定金額（見込み）に関する情報を併せて明記すること。）（別紙参照）

9. 業務委託料

下記の表に基づき、上記 5. の業務の実績に応じた出来高払いとする。ただし、総額 60,000 US ドルを超えないものとする。

業務	単価	数量	合計
①各出品者にマッチするバイヤーの抽出・リスト作成		一式	

②バイヤーへのアプローチ等		一式	46,500 ドル
③商談管理体制の確保(出張費含む)		一式	
④報告書作成		一式	
⑤商談管理 ^{*1}	75.00 ドル/1 件		
⑥商談同席・サポート ^{*1、2}	12.50 ドル/1 ユニット(15 分)		

*1 ⑤及び⑥の業務の支払いは実際に発生した数量に基づき、事後に精算することとする。また、178 件及び 10 ユニットを超過する場合については、事前にジェトロと協議の上、実施可否につき決定するものとする。

*2 業務時間に端数が発生する場合は、15 分単位で切り上げるものとする。

10. 選考方法

ジェトロ・ニューヨーク事務所が提出書類受領後、書類審査を経て採否を決定します。選考に当たっては提出書類を総合的に勘案し、委託先を決定します。

なお、採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

11. 応募期間

2025 年 10 月 22 日(水)～2025 年 11 月 5 日(水)

12. 応募方法

8. の提出書類を Shigeki_Tachibanada@jetro. go. jp および papt@jetro. go. jp 宛てに電子メールで提出願います。

13. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

14. 注意事項

- (1) 委託契約の締結者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 委託契約の締結者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、再委託が可能です。
- (3) 委託契約の締結者は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属します。

※提出書類にて記載いただくお客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。（ジェトロ個人情報保護方針

<http://www.jetro.go.jp/privacy/>)

以上